

★ 教士①～③・錬士①～② は記入漏れ等の多い箇所です。
ご提出前に再度ご確認ください。

【 教士 】

- ① 試験会場 例) 東京
- ② 千葉県 と記入
- ③ 剣 の字を記入

全剣連称号・段位様式第 4 号
令和 年 月 日

申請番号

*都道府県剣道連盟で記入する。
*登録番号は若年頃に記入する。

1. 剣道
2. 居合道
3. 杖道
*該当するものに○印をする。

教士 受審申請書 (本人用) ①

※ 試験会場

*社会体育上級認定等(追認者除く)は
試験会場の記入は不要。

(申請都道府県剣道連盟) ② 剣道連盟

③ 全日本剣道連盟称号・段位審査規則【第11条第1項】に基づき、
道 教士を受審いたしたく下記申請いたします。

記

1 受審者氏名	<input type="text"/>	フリガナ	<input type="text"/>	フリガナ	<input type="text"/>
2 生年月日	年 月 日 生	年齢	満	歳	
3 性別	男 ・ 女				
4 取得称号・段位	称号	錬士	段位	取	顔写真を貼っ てから提出し てください (3cm×4cm)
取得年月	年	月	年	月	
登録県名	登録県名	登録県名			
5 全剣連番号	<input type="text"/>				
6 住所	<input type="text"/>				
7 電話番号	<input type="text"/>	携帯番号	<input type="text"/>		
8 職業	現職	<input type="text"/>	前職	<input type="text"/>	
<small>*出来るだけ具体的にお書きください。(無職の方は前職を記入)</small>					
9 全剣連社会体育 上級認定年月	年	月	認定	※上級認定者のみ記入	

【剣 歴】 ※居合道は居合道歴、杖道は杖道歴を記入する。

【 錬士 】

- ① 千葉県 と記入
- ② 剣 の字を記入

全剣連称号・段位様式第 5 号
令和 年 月 日

申請番号

*都道府県剣道連盟で記入する。
*登録番号は若年頃に記入する。

1. 剣道
2. 居合道
3. 杖道
*該当するものに○印をする。

錬士 受審申請書 (本人用) ①

(申請都道府県剣道連盟) ② 剣道連盟

③ 全日本剣道連盟称号・段位審査規則【第11条第1項】に基づき、
道 錬士を受審いたしたく下記申請いたします。

記

1 受審者氏名	<input type="text"/>	フリガナ	<input type="text"/>	フリガナ	<input type="text"/>	
2 生年月日	年 月 日 生	年齢	満	歳		
3 性別	男 ・ 女					
4 取得称号・段位	段位	錬士	取	顔写真を貼っ てから提出し てください (3cm×4cm)		
取得年月	年	月	年			月
登録県名	登録県名					
5 全剣連番号	<input type="text"/>					
6 住所	<input type="text"/>					
7 電話番号	<input type="text"/>	携帯番号	<input type="text"/>			
8 職業	<input type="text"/>					
9 全剣連社会体育 中級認定年月	年	月	認定	※認定者のみ記入		

剣道称号「錬士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和元年11月30日以前に取得）した者。
- (2) 剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成22年11月30日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月24日）とする。

3. 都道府県剣連の推薦

- (1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容

- ① 課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。
- ② 字数 400字以上800字以内。
- ③ 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- ④ 提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣連会長は、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和2年10月16日（金）

5. 申込先

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段南ビル 2階
全日本剣道連盟 電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007

6. 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現

能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7. 審査会期日 令和2年11月24日(火)

8. 審査料

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」令和3年1月号および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を申込者に周知して下さい。

申込書に記載される個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は、全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

剣道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（平成30年11月30日以前に取得）した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月24日）とする。

3. 都道府県剣連の推薦

- (1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。
- (2) 都道府県剣連会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和2年10月16日（金）

5. 申込先

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段南ビル 2階
全日本剣道連盟 電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007

6. 審査の方法

この度、新型コロナウイルス感染拡大防止や被害の減少に協力するため、試験会場での称号教士筆記試験を中止し、下記の通り課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

課題・書き方および提出方法

- (1) 剣道の課題 「剣道指導者としてのあり方」
※再受審者についても上記課題の小論文提出といたします。
- (2) 字数 800字以上1,200字以内
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）
- (4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- (5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「剣道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

7. 審査会期日 令和2年11月24日（火）

8. 審査料

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」令和3年1月号および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を申込者に周知して下さい。

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。